

自然エネルギー立県とくしま推進事業
発電施設導入可能性調査補助金 募集要項

1 事業目的

地域資源を活かしたエネルギーの地産地消を推進するため、県内において自然エネルギー発電施設の事業化に向けた導入可能性調査を実施する民間事業者又は市町村の皆さまに対し、事業の実施に必要な経費の一部を補助します。

2 事業概要

(1) 補助対象者

事業化に向けた導入可能性調査を行う民間事業者又は市町村

(2)-1 補助対象の条件

① 民間事業者が行う小水力発電施設の事業化に向けた流量調査事業

ア エネルギーの地産地消の推進に寄与するものであって、出力200kW未満の小水力発電施設の導入を予定しており、事業化に向けた具体的な調査計画を有していること。

イ 補助事業を行う事業者の事務所又は事業所が徳島県内にあること。

ウ 調査を適切に実施できる資産及び体制を有していること。

エ 観測機器の設置場所を確保していること。

オ 自然エネルギーに関する県の施策に協力できること。

② 補助対象経費及び補助金の額

発電施設の事業化に向けた導入可能性調査に要する調査分析費、機械器具費及び工事費の25%以内（千円未満は切捨）

用地取得費、用地賃借料に要する経費は除きます。

③ 補助金の限度額

1事業者、1年度当たり100万円を限度とします。

(2)-2 補助対象の条件

① 市町村が行う地域マイクログリッドの事業化に向けた導入可能性調査事業

ア エネルギーの地産地消の推進に寄与するものであって、市町村が指定する防災に資する施設に接続する自然エネルギー発電施設を含む地域マイクログリッドの事業化に向けた具体的な調査計画を有すること。

イ 調査を適切に実施できる資産及び体制を有していること。

ウ 観測機器の設置場所を確保していること。

エ 自然エネルギーに関する県の施策に協力できること。

② 補助対象経費及び補助金の額

地域マイクログリッドの事業化に向けた導入可能性調査に要する調査分析費、機械器具費及び工事費の50%以内（千円未満は切捨）

用地取得費、用地賃借料に要する経費は除きます。

③ 補助金の限度額

1市町村、1年度当たり200万円を限度とします。

3 申請方法等

(1) 公募期間

令和5年11月30日（木）から令和5年12月22日（金）まで

※補助金額が予算枠に達した時点で公募を終了します。

(2) 提出書類

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 調査地点の使用に関する書類（占有許可証、賃貸借契約書等）

エ 調査地点の位置図

オ 会社概要、会社定款及び登記簿謄本

（事業者に限る。個人事業所の場合は住民票）

カ 直近の事業年度の財務諸表（事業者に限る。）

キ 納税証明書

（事業者に限る。都道府県税、消費税、地方消費税に未納税額がないことを記載したもの）

ク その他知事が必要と認める書類

なお、提出書類は返却しませんので御注意ください。

(3) 申請先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課脱炭素推進室

4 事業審査

自然エネルギー立県とくしま推進事業審査委員会において審査しますので、補助金交付申請書及び事業実施計画書はなるべく詳細に記入してください。

結果については、後日、申請者あてに通知します。

5 その他

- (1) 補助金交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に調査に着手してください。
- (2) 補助事業完了後に提出していただく、実績報告書の内容を確認した後、補助金を交付します。
※交付決定は、補助金の交付を約束するものではありません。
- (3) 必要に応じて現地調査等を実施します。
- (4) 「自然エネルギー立県とくしま推進事業発電施設導入可能性調査補助金交付要綱」を必ず確認してください。
- (5) 補助金額が予算枠に達した時点で公募を終了しますので、お早めに御相談ください。
- (6) 公募期間終了後において予算枠に達していない場合は、二次募集を行うことがあります。

6 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課脱炭素推進室

TEL : 088-621-2209 FAX : 088-621-2845